医政発 1002 第 4 号 平成 24 年 10 月 2 日

各 (都道府県知事 保健所を設置する市の市長 特別区区長



歯科技工所における歯科補てつ物等の作成等及び品質管理指針について(通知)

歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令(平成24年厚生労働省令第145号。以下「改正省令」という。)が本日公布され、平成25年4月1日から施行することとされたところである。

改正省令の施行に伴い、「歯科技工所の構造設備基準及び歯科技工所における歯科補てつ物等の作成等及び品質管理指針について」(平成17年3月18日付医政発0318003号医政局長通知)を平成25年4月1日に廃止し、新たに別紙のとおり、「歯科技工所における歯科補てつ物等の作成等及び品質管理指針」を定め、同日より施行することとしたので、十分御了知の上、関係者に対する周知等その円滑な施行について御配慮を願いたい。